

紙おむつ給付サービスに所得制限が設けられました

月に1度、自宅に紙おむつを届けます。選択したおむつの種類によって、配布枚数が異なります。

令和3年4月から、所得制限が給付要件に加わりました。住民税本人非課税の人が対象となります。

市が行う介護保険の被保険者で、要介護2以上の認定を受け、寝たきりや認知症などにより常時紙おむつを必要とする人であって、住民税が本人非課税の人

申・問 高齢介護課 ☎21-1406
☎22-7731

かんたん料理教室

日 5月12日、6月9日、7月14日(水)
午前9時30分～11時30分

場 高坂市民活動センター

対 市内在住の65歳以上の人

定 10人(申込多数の場合は抽選)

内 身近な食材を使った調理実習により、高齢期の栄養のとり方を学ぶ。

費 各回400円(食材費等)

申・問 4月5日(月)～5月6日(水)に直接、電話又はFAXで総合福祉エリアへ。
☎22-5561
☎25-3305

子育て

児童手当

原則として中学校修了前の児童を養育している市内在住の人

対象年齢	出生順位	児童手当 所得制限限度額 未満の人	特例給付 所得制限限度額 以上の人
3歳未満	一律	15,000円	5,000円
3歳～小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生	一律	10,000円	

手当額

支給月 6月(2～5月分)・10月(6～9月分)・2月(10～11月分)

※振込日は支給月の15日(土・日曜日、祝日の場合はその直前の平日)

転入や出生した場合 手当を受けるには、児童を養育している人(父母の場合、所得が多い人)が住所地の市区町村に申請(認定請求)する必要があります。手当は、原則として申請のあった翌月分から支給

給します。

ただし、誕生日又は転出予定日(前住所地で届け出た東松山市に住み始める日)の翌日から15日以内に申請をした場合は、誕生日、転出予定日の翌月から受けられる特例があります。15日目が土・日曜日、祝日にあたる場合は翌開庁日までです。5月の大型連休が15日目にあたる人、里帰り出産をされる人などは申請が遅れないようご注意ください。

なお、公務員は勤務先での申請となります。

申請に必要なもの 請求者・配偶者の児童の健康保険証の写し、請求者の振込口座の分かるもの、請求者及び配偶者のマイナンバーカード又は通知カード(記載内容に変更がないものに限り)、来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証等)

※申請者や児童が外国籍の人は在留カードが必要です。

申・問 子育て支援課 ☎21-1461
☎23-2239

遺児手当

対 市内在住で、父母又はそのいずれかを死亡によりなくなった義務教育修了前の児童を扶養している人

支給額 児童1人につき月額3千円
※年3回、7月(4～7月分)、11

月(8～11月分)、3月(12～3月分)に支給されます。

申請に必要なもの 死亡を証明する書類(亡くなった人の除住民票、戸籍謄本など)、扶養を証明する書類(健康保険証、世帯全員の住民票など)、通帳、印鑑

申・問 子育て支援課 ☎21-1461
☎23-2239

高等職業訓練促進給付金

20歳未満の児童を養育している母(父)・子家庭の母(父)が、看護師(准看護師を含む)等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合、高等職業訓練促進給付金として、月額70,500円(市民税非課税世帯の場合は10万円)を支給します。

支給対象期間 上限4年間分(申請月から支給)

※受給には、所得制限があります。申請を希望する人は、事前にお問い合わせください。

※修業の最後の12月は増額されます。

申・問 子育て支援課 ☎21-1461
☎23-2239

子ども医療費

対 東松山市に住民登録がある18歳到達後最初の3月31日までの子ども

助成開始日 助成は申請日からです。ただし、

出生・転入した場合は、誕生日・転入日後15日以内に申請があった場合に限り、誕生日・転入日が助成開始日となります。なお、出生により健康保険加入手続中でお手元に子どもの健康保険証がない場合でも仮申請ができますので、必ず15日以内に手続をしてください。

受給資格証の交付に必要なもの

子どもの健康保険証、保護者名義の通帳、保護者及び子どものマイナンバーカード等(マイナンバーの確認できる公的書類)、来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証、パスポートなど顔写真入りのもの)

※保護者や子どもが外国籍の人は在留カードが必要です。

住所や保険証が変わったら

転居、転職で住所や保険証が変わった場合には、変更届が必要です。変更届に必要なもの・子どもの健康保険証、こども医療費受給資格証 ※保護者の扶養を外れた場合は消滅届が必要です。

学校だけがをしたときは

通常、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象になります。こども医療費受給資格証は使用しないでください。万が一、こども医療費での助成を受けてしまった場合、返還の対象となります。

窓口で自己負担分を支払った場合は医療費の支払い後、診療月、医療

自立支援教育訓練給付金

機関、入院・外来別に分け、それぞれについてこども医療費支給申請書に必要事項を記入し、領収書(受診者氏名・保険診療総点数の記載のあるもの)を添付し、子育て支援課又は各市民活動センターに提出してください。

申・問 子育て支援課 ☎21-1461
☎23-2239

20歳未満の児童を養育している母(父)・子家庭の母(父)が、雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座等を受講し、修了した場合に費用の一部60パーセント(上限20万円。1万2千円以下は対象外)を支給する制度です。

雇用保険制度から一般教育訓練給付金を受ける場合は、その額を差し引いた額を支給します。

※受給には、所得制限があります。申請を希望する人は、事前にお問い合わせください。

申・問 子育て支援課 ☎21-1461
☎23-2239

親子で遊ぼう会 5月

- 保育園 赤ちゃんサークル
日 11・18・25日(火)午前10時～11時
場 まつやま保育園
対 市内在住の0～1歳半の乳幼児と保護者
定 親子5組(申込順)
内 手遊び、リズム遊び、おもちゃ作りなど
申 4月5日(月)午前9時30分から電話でまつやま保育園へ。
- 体育館
日・場 6日(木)北地区体育館、13日(木)市民体育館、20日(木)唐子地区体育館
時間 午前10時～11時30分
対 0歳～未就学児と保護者
内 手遊び、リズム遊び、製作、パネルシアター
持 体育館履き ※できるだけお子さんもマスクの着用をお願いします。
- 申 当日受付
- 支援センター室開放
日 毎週月・水・金曜日(3・5日は除く)午前9時～正午、午後2時30分～4時30分
場 まつやま保育園
対 市内在住の保育施設(幼稚園も含む)に通園していない未就学児と保護者
申 当日受付(駐車場なし)
- 問 まつやま保育園 ☎22-1194 ☎22-7904

ファミリー・サポート・センター 協力会員募集(有償ボランティア)

子育ての援助を受けたい人(利用会員)と子育ての援助を行いたい人(協力会員)が会員となり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、子育てを地域で相互援助する組織です。協力会員は入会後にファミリー・サポート・センターが実施する基礎講習会がありますので、初めてでも安心して活動できます。※利用会員も随時募集しています。詳細はファミリー・サポート・センターへお問い合わせください。

主な活動内容 小学校や保育園の開始前や終了後の送迎・預かり、習い事等の送迎など

援助時間(午前6時～午後10時)	報酬
平日(午前7時～午後7時)	700円/1時間
平日(前記以外の時間)及び土・日曜日、祝日、年末年始	800円/1時間

申・問 ファミリー・サポート・センター
☎21-7125
子育て支援課 ☎63-5005 ☎23-2239